

水際対策強化に係る新たな措置（12）

令和3年5月12日

インド、パキスタン及びネパールの3か国に、本邦への上陸申請日前14日以内に滞在歴のある在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否する。上記措置は本年5月14日午前0時から開始する。

- (注1) 5月13日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、又は「定住者」の在留資格を有する者が、これら3か国から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとする。5月14日以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、今回の再入国拒否対象とはならない。
- (注2) 上記に基づく措置は、5月14日午前0時（日本時間）前にこれら3か国を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

(以上)